

第3次穴水町地球温暖化対策実行計画  
【事務事業編】  
(2023年度～2030年度)

令和5年9月策定  
石川県穴水町

# 目 次

第1章	背景	1
第2章	基本的事項	2
1	計画目的	2
2	対象とする範囲	2
3	対象とする温室効果ガス	2
4	対象期間	2
第3章	温室効果ガスの排出状況及び削減目標	3
1	基準年度の温室効果ガス排出量	3
2	要因別の排出状況	3
3	温室効果ガス総排出量の推移	4
4	削減目標	4
第4章	具体的な取組	5
1	施設設備の改善等	5
2	物品購入等	5
3	その他の取組	5
第5章	推進・点検体制	7
1	推進体制	7
2	点検体制	7
3	進捗状況の公表	7

## 第1章 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主な原因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

2016年には、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)(以下「地球温暖化対策計画」といいます。)が閣議決定され、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。その後、2021年に地球温暖化対策計画が見直され、中期目標の達成に向けた部門別の対策・施策が掲げられており、中でも業務その他部門については、目標達成のためには約50%削減する必要があるとされております。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

本町においても、公共施設の照明LED化を進めること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進していきます。

## 第2章 基本的事項

### 1 計画目的

「穴水町地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、穴水町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的とします。

### 2 対象とする範囲

実行計画の対象範囲は、本庁及び出先機関を含めたすべての機関に係る事務・事業とします。

なお、指定管理制度等により、外部委託を実施している事務・事業も原則対象とします。

（対象施設）

施設名
役場庁舎
保健センター
水道施設
下水道施設
公立穴水総合病院
兜診療所
国民保養センター真名井
林業センター
穴水中学校
穴水小学校
向洋小学校
さわやか交流館プルート

### 3 対象とする温室効果ガス

実行計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO2)とします。

### 4 対象期間

実行計画の期間は、2023年度から2030年度末までを計画期間とし、基準年度は2012年度とします。

### 第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

#### 1 基準年度の温室効果ガス排出量

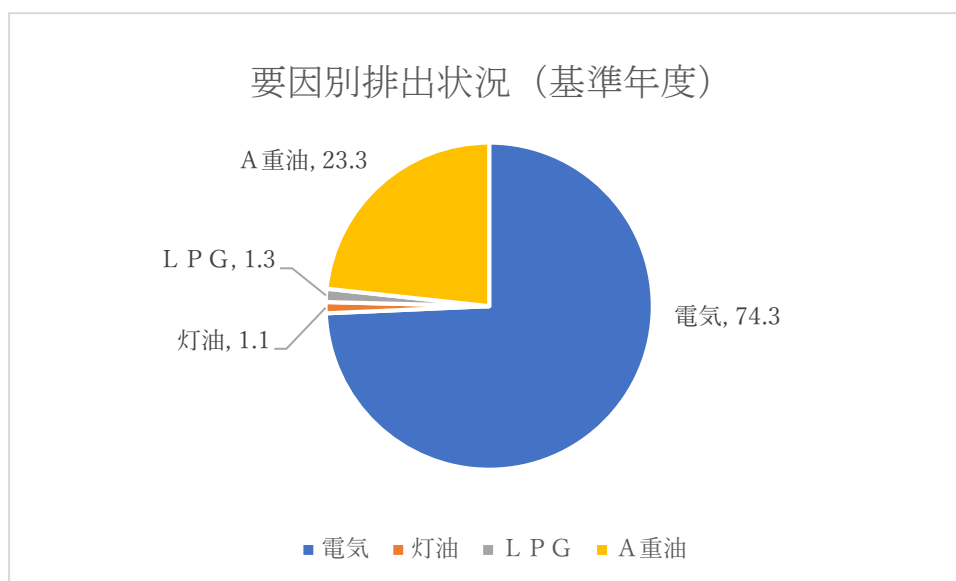
本町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量は、本計画の基準年度である2012年度において、4,966,860kg-CO2 となっています

区分	排出量(kg-CO2)
温室効果ガス(CO2)	4,966,860 kg-CO2

#### 2 要因別の排出状況

基準年度である2012年度の温室効果ガス排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される温室効果ガスが全体の約75%を占め、次いでA重油の使用が約23%、灯油及びLPガスの使用がそれぞれ約1%と続いています。

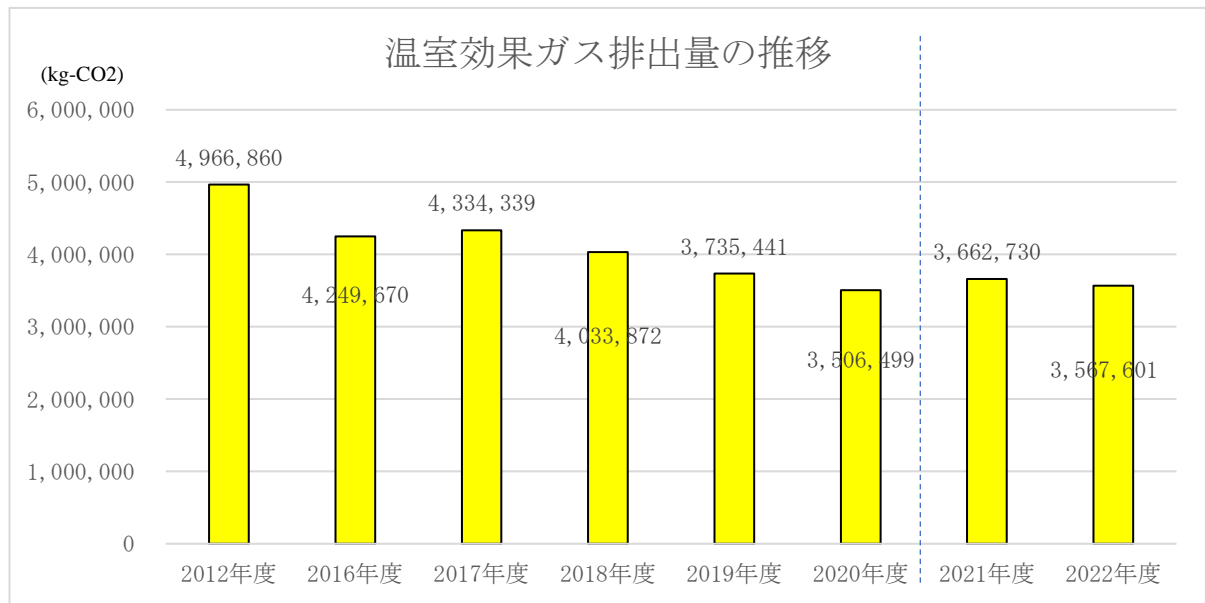
項目		温室効果ガス 排出量(kg-CO2)	比率(%)	排出係数
燃料	灯油	55,604	1.1	2.490
	A重油	1,157,479	23.3	2.710
	液化石油ガス(LPG)	62,344	1.3	6.600
電気		3,691,433	74.3	0.663
合計		4,966,860	100.0	



### 3 温室効果ガス総排出量の推移

本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの総排出量の推移は、以下のとおりとなっています。

第2次穴水町地球温暖化対策実行計画における計画最終年度である2020年度における削減率は、コロナ禍による入浴施設の稼働日数の減少や庁舎の大規模改修、学校施設のエアコンの設置等により、基準年度である2012年度と比較して29.4%の削減となった。



### 4 削減目標

2012年度を基準年度として、計画期間の最終年度である2030年度の温室効果ガス排出量を、50%削減することを目指します。

区分	基準年度排出量 2012年度	削減目標	目標年度排出量 2030年度
温室効果ガス排出量	4,966,860kg-CO2	50%	2,485,000kg-CO2

## 第4章 具体的な取組

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油などの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

### 1 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。
- ・施設の修繕にあたっては、断熱性能に優れた窓ガラス(ペアガラス、二重ガラス等)の導入を検討します。
- ・街路灯、防犯灯、施設照明等のLED化を進めます。
- ・公用車の更新時に、低燃費車やハイブリットカー等の環境負荷が少ない車両の導入を図ります。
- ・公共施設の緑化を推進します。

### 2 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。
- ・環境ラベリング(エコマーク、グリーンマーク等)対象製品を購入します。

### 3 その他の取組

#### ① 施設冷暖房燃料使用量の削減

- ・冷房28℃、暖房20℃を目安に、適切な温度管理を徹底します。
- ・クールビズ、ウォームビズを推進します。
- ・冷暖房効果向上のため、ブラインドを活用します。

#### ② 公用車燃料使用量の削減

- ・急発進、急加速をせず、エコドライブを実践します。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控えます。

③ 電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間や冷暖房の使用時間の削減に努めます。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行います。
- ・トイレ、会議室等に利用者がいない場合は消灯します。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努めます。

④ ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努めます。
- ・使い捨て容器の購入は極力控えます。

⑤ 用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。
- ・リサイクル用紙の購入に努めます。
- ・電子メールを活用します。
- ・FAX送信票を省略又は裏面印刷にして使用します。

⑥ 水道

- ・日常的に節水を心がけます。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努めます。
- ・トイレに擬音機器を導入します。

⑦ 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等の開催に努めます。
- ・ノー残業デーなど、環境保全を奨励する日を設けます。
- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行います。

⑧ 再生可能エネルギーの導入

- ・太陽光発電などの再生可能エネルギーを施設や公園等に導入するよう努めます。



## 第5章 推進体制及び進捗状況の公表

### 1 推進体制

「推進本部」「推進担当者」及び「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

#### ① 推進本部

推進本部の本部長は環境安全課長とし、各課（局）長を構成員として組織し、計画の推進点検を行います。

#### ② 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図ります。

#### ③ 事務局

事務局を環境安全課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

### 2 点検体制

「推進担当者」は、定期的な進捗状況の把握をし、「事務局」においてとりまとめの上「推進本部」において年1回の点検評価を行います。

### 3 進捗状況の公表

計画の進捗状況、直近年度の温室効果ガス排出量については、町ホームページ等により公表するよう努めます。